

訴状陳述メモ

海外に暮らしているからといって、この国の司法と無縁であるはずがありません。それどころか、この国のあり方に強い関心を持つ人たちが、たくさん海外に暮らしています。彼らは皆この国の主権者です。だから次の国民審査は、彼らを排除しないで、本当の意味で、国民みんなでやりましょう。私たちがこの訴訟で求めているのはそういうことです。

最高裁判所は、国会や、内閣と並んで、この国のあり方を決める極めて重要な役割を果たしています。国民審査は、その最高裁判所の裁判官が、それにふさわしい人かどうかを、国民みんなで審査する、そういう制度です。この国のあり方を最終的に決めることができるのは私たち国民自身だからです。国民審査は、私たちがこの国の主権者として、裁判所の正当性を審査する大変重要な権利です。

憲法はこれを「国民固有の権利」と言っています。

国民、つまりこの国の主権者であれば、誰でも、その人自身の権利として、国民審査で投票をすることができる、ということです。国民審査は私たちの憲法が掲げる国民主権というものにとって欠かすことができない制度です。海外に住んでいるからといって、その権利を制限することは許されません。

それなのに、昨年の国民審査で、想田さんも、平野さんも、永井さんも、そして谷口さんも投票することができませんでした。彼らは皆、日本の国民です。この国の主権者です。自分たちの国を少しでもよくしたいと願っています。だから選挙の投票に行きました。でも国民審査はできなかった。肩を落として帰ってきました。そして、この国のあり方についていっそうまじめに考えました。このままではいけない、ということに気がつきました。

彼らは訴訟を提起することにしました。ただ海外に住んでいる、というだけの理由で、この国の主権者としての重要な権利を奪われてよいはずがないからです。訴訟を提起するほかに、いま傷つけられている彼らの地位を回復する方法がないからです。彼らが訴え出なかったら、いつまでもこの国は、「海外に住んでいる」、ただそれだけの理由で、彼らや、彼らのほかの海外に暮らす多くの人たちを、国民審査から締め出し続けるでしょう。

海外に暮らす人も国政選挙の投票をすることができます。この在外選挙というものには、すでに20年の歴史があります。

また東京地方裁判所は、いまから7年ほど前、2011年に、今日と同じ問題について、当時の判断を示しています。海外に暮らす人が国民審査の投票を認められて

いないことについて、「憲法適合性については、重大な疑義があったといわざるを得ない」といいました。「憲法適合性については、重大な疑義があったといわざるを得ない」と、裁判所が宣言したのです。今から7年前です。この判決の後、すでに3回、国民審査が行われています。いずれも、海外に暮らす人は投票できないままでした。

国は、この問題を、ずっと前から知っています。知っていて、わざと放置しています。理由もなく、海外に暮らす人の権利を踏みにじり続けています。国は、海外に暮らす人も国民審査に参加することができるように、法律を改正したり、制度を改めたりすることができたはずですが、でも何も行われていません。このままでは、今年も、来年も、さ来年も、制度が改められる見込みはありません。その間に、また、海外に暮らす人たちを締め出した国民審査が行われてしまいます。そうなった後で、国民審査に参加することができなかった人たちの、傷つけられた権利を回復する方法は、もうありません。

東京地方裁判所は「憲法適合性については、重大な疑義があったといわざるを得ない」といいました。なぜ、裁判所はこんなことをわざわざ言ったのでしょうか。裁判所は、当時の、そして今も同じやり方ですが、当時の国民審査のやり方は「違憲状態」にあると宣言した、そう宣言することによって、その後国が制度を改めることを期待したからです。でもその期待は裏切られました。

憲法に規定された権利が実現されていません。その権利は私たちの民主主義にとって大変重要なものです。決して、国の怠慢で歪められていいようなものではありません。国はそれを知りながら改めるつもりがない。いまこの裁判所は、なにをすべきでしょうか。立法府がその怠慢で民主主義を歪めています。それを正すことができるのは司法、つまり裁判所だけです。